

研修・開発センターの施設の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、研修・開発センター（以下「センター」という。）の施設（以下「センター施設」という。）の局以外の団体の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の相手方)

第2条 センター施設は、その用途又は目的を妨げない限度において、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「利用団体」という。）に対し、利用させることができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体
 - (2) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱第2・2の事業協力団体
 - (3) 公益社団法人日本水道協会
 - (4) 前3号に掲げる団体のほか、研修・開発センター所長（以下「所長」という。）が特別に認める団体
- 2 前項各号に掲げる団体のほか、センター施設は、都の他の部局等（以下「他局等」という。）に対し、利用させることができる。この場合において、利用の手続等については、前項各号に掲げる団体に対する手続等に準じて取り扱うものとする。

(利用申込手続)

第3条 センター施設の利用の申込みは、様式第1号による研修・開発センター施設利用申込書（兼利用料減額申込書）（以下「申込書」という。）により行うものとする。

- 2 前項の利用申込みは、原則、利用日の1箇月前から3日前（3日前が東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条に定める東京都の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の平日）まで受け付けるものとする。
- 3 別表1の機材料金表にある機材を利用する場合は、事前にセンター施設予約担当へ確認するものとする。事前に利用する旨の連絡がない場合、機材使用が出来ないことがある。
- 4 所長は必要があると認めるときは、利用団体に対し、利用内容について説明及び資料の提出を求めることができる。

(利用の承認)

第4条 所長は、前条第1項の規定により利用の申込みを受け、その利用を承認したときは、様式第2号による研修・開発センター施設利用承認書（以下「承認書」という。）及び研修・開発センター施設の利用に関する契約約款（以下「約款」という。）を交付することをもって、研修・開発センターの利用に関する契約（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

- 2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用の承認をしないことができる。
 - (1) センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) センターの工事ほか管理上必要があると認められるとき。
 - (3) センター施設の利用目的が営利目的であると認められるとき。
 - (4) センターの事業を行うために必要であると認められるとき。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、所長が不適当と認めるとき。

(利用料の支払)

第5条 センター施設の利用料（以下「利用料」という。）は、別表1に定めるところによる。

- 2 前項の利用料は、納付期限の10日前までに発行する納入通知書により、その全額を徴収する。
- 3 前項の納付期限までに利用料を納付せず、かつ、期限を指定した督促を受けた利用団体については、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該利用料の金額につき、民法第404条第1項から第5項までに規定する法定利率の割合（年当たりの割合は、閏年の日も含む期間についても、365日の割合とする。）による遅延損害金（100円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てる。）を併せて徴収する。

(契約の解除又は変更)

第6条 原則、利用日の3日前(3日前が休日に当たるときは、その直前の平日)までに利用団体から承認書を添えて様式第3号による研修・開発センター施設利用取消(変更)申込書の提出があったときは、利用契約を解除し、又は変更することができる。

2 所長は、前項の規定により利用契約を解除し、又は変更したときは、様式第4号による研修・開発センター施設利用取消(変更)承認書を利用団体に交付するものとする。

3 所長は、工事ほか施設管理上やむを得ない事情等があるときは、利用日の前日(前日が休日に当たるときは、その直前の平日)までに様式第5号による研修・開発センター施設利用取消通知書を利用団体に交付することをもって、利用契約を解除することができる。

(契約の解除又は変更に伴う利用料の返還又は追徴)

第7条 利用契約が解除又は変更されたときは、既に納付済みの利用料(契約変更をした場合にあっては、変更前の納付済みの利用料と変更後の利用料との差額)があるときは、これに相当する額(以下「利用料相当額」という。)を利用団体に返還し、又は追徴するものとする。

2 利用料相当額の返還は、利用団体が指定する金融機関の口座に振り込む方法により行う。この場合において、口座振込手数料は利用団体の負担とし、口座に振り込む額は、納付済みの利用料相当額から口座振込手数料を差し引いた額とする。

(利用料の減額)

第8条 次の各号のいずれかに該当する利用団体等が利用する場合は、利用料の2分の1を減額することができる。ただし、研修終了時立会・点検、機材料金は対象外とする。

(1) 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる団体

(2) 他局等

(契約の条件)

第9条 契約の締結に当たっては、利用団体に対して次の条件を付するものとする。

(1) 利用団体は、センター施設の利用を終了したときは、直ちに整理整頓を行い、利用した箇所を原状に回復すること。

(2) 利用団体は、前項に定める整理整頓及び原状回復について、センター職員又はセンター職員が指定した者に、作業の立会いと確認を受けなければならないこと。

(3) 利用団体は、センター施設の利用に当たり、常に安全確保に努めなければならないこと及び利用中に生じた事故の責任は利用団体が負わなければならないこと。ただし、事故の発生が都の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではないこと。

(4) 利用団体は、利用団体又は利用団体はその責任においてセンター施設の利用に参加させる者の責めに帰すべき事由によりセンター施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならないこと。

(5) 利用団体は、東京都水道局庁内管理規程(昭和50年東京都水道局管理規程第13号)を遵守しなければならないこと。

(6) 利用団体は、センターが有するVR機器を利用するときは、別表2に定めるVR機器の利用に関する留意事項を確認し、適切に利用しなければならないこと。

(7) 利用団体が約款の条項に違反したときは、何ら催告することなく契約を解除することができること。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は所長が定める。

附則
本要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附則
本要綱は、平成21年1月30日から施行する。

附則
本要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則
本要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則
本要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附則
本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則
本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則
本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則
本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則
本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則
本要綱は、令和元年6月7日から施行する。

附則
本要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則
本要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附則
本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則
本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

○別表1 料金表

教室	施設利用料（税込/円）					
	全日	税抜価格	消費税	半日	税抜価格	消費税
301	18,370	16,700	1,670	9,130	8,300	830
302	18,260	16,600	1,660	9,130	8,300	830
303	5,610	5,100	510	2,750	2,500	250
304	6,160	5,600	560	3,080	2,800	280
305	4,950	4,500	450	2,420	2,200	220
306	6,160	5,600	560	3,080	2,800	280
307	4,950	4,500	450	2,420	2,200	220
308	5,830	5,300	530	2,860	2,600	260
102	5,500	5,000	500	2,750	2,500	250
103	5,500	5,000	500	2,750	2,500	250
104	5,170	4,700	470	2,530	2,300	230
B101	5,940	5,400	540	2,970	2,700	270

実習施設	施設利用料（税込/円）						
	全日	税抜価格	消費税	半日	税抜価格	消費税	
① 水質分析室	10,340	9,400	940	5,170	4,700	470	
② 電気実習室	90,860	82,600	8,260	45,430	41,300	4,130	
③ 機械実習室	38,940	35,400	3,540	19,470	17,700	1,770	
④ 切管・溶接実習室	9,350	8,500	850	4,620	4,200	420	
⑤ 大口径配管実習施設A	4レーン使用	46,750	42,500	4,250	23,320	21,200	2,120
	3レーン使用	43,560	39,600	3,960	21,780	19,800	1,980
	2レーン使用	40,480	36,800	3,680	20,240	18,400	1,840
	1レーン使用	37,290	33,900	3,390	18,590	16,900	1,690
⑤ 大口径配管実習施設B	4レーン使用	10,670	9,700	970	5,280	4,800	480
	3レーン使用	10,120	9,200	920	5,060	4,600	460
	2レーン使用	9,570	8,700	870	4,730	4,300	430
	1レーン使用	9,020	8,200	820	4,510	4,100	410
⑥ 小口径配管実習施設A	4レーン使用	19,800	18,000	1,800	9,900	9,000	900
	3レーン使用	18,590	16,900	1,690	9,240	8,400	840
	2レーン使用	17,270	15,700	1,570	8,580	7,800	780
	1レーン使用	16,060	14,600	1,460	8,030	7,300	730
⑦ フィールド施設	下表のとおり						
⑧ 浄水処理実習プラント	109,560	99,600	9,960	54,780	49,800	4,980	

区分	フィールド施設	施設利用料（税込/円）					
		全日	税抜価格	消費税	半日	税抜価格	消費税
⑦	1 漏水防止研修等実施エリア	50,820	46,200	4,620	25,410	23,100	2,310
	2 舗装種別毎漏水探知実習エリア	49,390	44,900	4,490	24,640	22,400	2,240
	3A 模擬漏水実習エリア	14,630	13,300	1,330	7,260	6,600	660
	3B ハルプエリア	26,070	23,700	2,370	12,980	11,800	1,180
	4 給水管布設等実施エリア	14,630	13,300	1,330	7,260	6,600	660
	5 メータ取替実習エリア	11,220	10,200	1,020	5,610	5,100	510
	6 コンクリート擁壁モデル	2,530	2,300	230	1,210	1,100	110
	7 土留・覆工・吊受防護等モデル	10,450	9,500	950	5,170	4,700	470
	8 舗装種別カットモデル	5,170	4,700	470	2,530	2,300	230
	9 減圧弁エリア	2,750	2,500	250	1,320	1,200	120
10 栓止エリア	1,980	1,800	180	990	900	90	

実習施設・フィールド施設利用時追加料金	税込料金	税抜料金	消費税
研修終了時立会・点検	5,764	5,240	524

※センター職員が指定した者による立会・点検作業が必要となる場合の追加料金

①～⑧の施設それぞれに適用（例：電気実習室と機械実習室を御利用の場合は2箇所分の料金が発生します。）

ロッカー利用料（個/円）	全日			半日		
	税抜価格	消費税	税込	税抜価格	消費税	税込
	50	5	55	20	2	22

※申込後の減は考慮しない。

（機材料金表）

器材名	仕様	数量	単位	税込価格			使用例
				税抜価格	消費税	税込	
1 切管用挿しロッキング（NS形）	Φ100	1	個	7,810	7,100	710	「配水小管配管実技」等NS管挿し口加工
2 防食ゴム（NS形）	Φ100	1	個	1,650	1,500	150	「配水小管配管実技」等NS管挿し口加工
3 防食ゴム用カバーリング（NS形）	Φ100	1	個	2,420	2,200	220	「配水小管配管実技」等NS管挿し口加工
4 ダクタイル鋳鉄管 直管（K形）	3種管Φ 100×4m 内面粉体	1	本	29,150	26,500	2,650	給水管分岐せん孔 (10か所/本程度)
5 人工液体空気		10	L	6,050	5,500	550	給水管補修止水用 (目安10L/回程度)
6 液状ステンレス管	SUS316 20mm	1	m	3,630	3,300	330	給水管せん孔
7 VR機器	スタンドアロン型（ルッカ）	1	台	1,760	1,600	160	VR事故体験
	高性能型（リム）	1	台	20,460	18,600	1,860	

備考

- 1 センター施設の利用単位は、午前半日は午前8時30分から12時30分まで、午後半日は午後1時から5時まで、全日は午前8時30分から午後5時までとする。
- 2 利用時間には、準備、後片付けなど利用に必要な一切の時間を含むものとする。

○別表2 VR 機器の利用に関する留意事項

1 機器の概要及び利用方法

センターで利用可能な VR 機器の概要は、以下のとおり。

(1) スタンドアロン型【LookCa (ルッカ)】

機材構成：ヘッドマウントディスプレイ

シナリオ：墜落災害、飛来落下災害、重機接触災害など

特 徴：可搬性が高く、取扱いが簡単

利用方法：センター内での利用のみ可能。持出しは不可とする。

(2) 高性能型【RiMM (リム)】

機材構成：VR ゴーグル、高性能描画装置（ノート PC）、姿勢探知センサー、触覚体感グローブ、床振動台

シナリオ：一般向けの通電線短絡事故、玉掛飛来事故、開口部墜落事故などのコンテンツ及び当局監修の水道工事関係事故のコンテンツ

特 徴：視覚・触覚・振動等の、よりリアルな体感が可能

利用方法：センター内での利用のみ可能。持出しは不可とする。

2 利用条件

VR 機器の利用に当たっては、利用団体に対して以下の条件を付するものとする。

- (1) 利用団体は、取扱い説明書をよく読み、屋内で利用すること。
- (2) 利用団体は、VR 機器の取扱いには慎重を期し、利用に際してセンター職員の事前指示に従うこと。
- (3) 利用団体は、VR 機器を損傷又は紛失した場合は、速やかにセンター職員へ申し出ること。